

# 一般財団法人北部医療財団設立支援業務仕様書

## 1 業務名

一般財団法人北部医療財団設立支援業務

## 2 業務目的

沖縄県では、北部医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的で地域完結型の医療提供体制を構築するため、「公立沖縄北部医療センター整備基本計画（令和4年3月 公立沖縄北部医療センター整備協議会）」に沿って、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、新たに公立沖縄北部医療センターを整備する取組を進めている。

公立沖縄北部医療センターは、組織文化や職員の勤務条件など多くの面で異なる2つの病院を統合し、新たに1つの病院を創ることから、新しい病院の設置主体、経営単位及び経営形態といった経営システムは、2つの病院が円滑に統合できるものである必要がある。

このため、公立沖縄北部医療センターの経営システムは、雇用を維持し病院現場の自由度を高め効率的な経営を行うべきであるという基幹病院の基本的枠組みに関する協議を行った関係者の意向を尊重し、設置主体は沖縄県と北部12市町村が設立する沖縄県北部医療組合（地方自治法第284条第2項の規定に基づき設置される一部事務組合）とし、その運営は沖縄県及び北部12市町村等が設立する一般財団法人北部医療財団（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第163条の規定に基づき設立される一般財団法人）の指定管理という経営システムを採用することとしている。

本業務は、公立沖縄北部医療センターの運営主体となる一般財団法人北部医療財団の設立に向けて、労働条件や関連する規程類の整備、その他財団法人の各種制度設計等に係る専門的な支援を行うことを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 委託業務内容

受託者は、一般財団法人設立に向けた各種準備作業に関し、指導、助言、情報提供等の支援を次のとおり行う。

### (1) 就業規則など労働管理に係る制度設計に関する支援業務

ア 県が作成する一般財団法人就業規則等に関する助言に関すること

イ アの規則等に係る法令上の整合性、実際の運用を踏まえた助言に関すること

### (2) 財団法人設立に関する相談・支援業務

ア 財団法人設立に向けた前項に掲げる就業規則等以外に県が定める規程類の助言に関すること

- イ 法人設立に向けた一般的な相談・支援に関すること
- (3) その他
  - ア 一般財団法人に関する最新事例他各種情報の提供
  - イ 沖縄県が開催する会議等への出席
  - ウ その他一般財団法人設立に関し必要となる業務に係る支援

## 5 成果物

- (1) 成果物
  - 支援業務実施計画書及び支援実績報告書
- (2) 提出部数
  - ・紙媒体 1部
  - ・電子媒体（CD-R等） 1部
- (3) 提出先
  - 沖縄県保健医療部医療政策課
- (4) 提出期限
  - ア 支援実施計画書 契約締結後 10 営業日以内  
（支援スケジュール、作業項目、作業要領等を盛り込んだもの）
  - イ 実績報告書 令和 7 年 3 月 31 日（又は契約書で定める日）

## 6 その他特記事項

- (1) 本業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、一般財団法人設立準備作業に当然に必要な事項については、沖縄県の要請に応じ受託者が誠実に対応すること。
- (2) 本業務における相談・支援は、原則、オンライン又は沖縄県が指定する場所で、月 1 回以上行うこと。なお、名護市内での会議等に 5 回程度（予定）同席すること。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、受託者は沖縄県と十分に協議し、その解決を図ること。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。これは受託期間終了後においても同様とする。
- (5) 受託者は本業務実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (6) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は本会社に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (7) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (8) 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があつた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。